

福岡県公報

平成22年4月9日
第3096号

目次

告示(第658号-第682号)

漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	1
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(会計管理局会計課)	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	2
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定	(会計管理局会計課)	4
土地の収用又は使用の手續の開始	(用地課)	6
基本測量の終了	(県土整備総務課)	7
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	7
福岡県における飼料作物の奨励品種、早晚性、奨励する地帯及び主な利用方法	(畜産課)	8
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	9
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	10
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	10
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	10
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	11
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	11
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	12
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	12
道路の区域の変更	(道路維持課)	13
土地改良区の解散の認可	(農村整備課)	13

公 告

貸金業者の登録の取消し	(中小企業経営金融課)	13
宅地建物取引業者の業務の停止	(建築指導課)	13
宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	14
苅田港の港湾の区域の変更	(港湾課)	14

選挙管理委員会

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	14
--	----------	-------	----

監 査 委 員

監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局監査第一課)	16
-----------------	----------------	-------	----

再 掲

福岡県立学校授業料等徴収条例第1条第7項の規定に基づき知事が定める生徒	(教育庁財務課)	18
福岡県立高等学校通信教育入学科及び授講料条例第1条第2項の規定に基づき知事が定める生徒	(教育庁財務課)	18

正 誤

福岡県財務規則等の一部を改正する規則(平成22年3月福岡県規則第9号)中正誤	19
--	-------	----

告 示

福岡県告示第658号
次の加入区について、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示す

る。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

加入区の名称 有明加入区

福岡県告示第659号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
158	宗像市東郷一丁目2番1号 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所内遠賀食品衛生協会 会長 太田信幸	宗像市東郷一丁目2番1号 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所内	平成22年3月31日

福岡県告示第660号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
165	嘉麻市鴨生530 稲築庄内交通安全協会 会長 福田広海	嘉麻市鴨生530	平成22年3月31日

福岡県告示第661号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙

条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
154	直方市日吉町9番10号 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所直方分庁舎内直方鞍手食品衛生協会 会長 西島本敏	直方市日吉町9番10号 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所直方分庁舎内	平成22年3月31日

福岡県告示第662号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
		福岡市南区花畑4-7-1 福岡自動車運転免許試験場内ほか4カ所 (今回廃止した売りさばき所) (助)福岡県警友会中央支部 福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署内 (助)福岡県警友会博多支部 福岡市博多区博多駅前2-8-24 博多警察署内 (助)福岡県警友会博多支部 福岡市博多区石城町9番18号 博多臨港警察署内 (助)福岡県警友会東福岡支部 福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署内	

新

1

福岡市博多区吉塚本町1
3番55号 博多サンヒ
ルズホテル2階財団法人
福岡県警友会

(財)福岡県警友会早良支部
福岡市早良区百道1丁目5番15
号 早良警察署内
(財)福岡県警友会西支部
福岡市西区今宿町106-1 西
警察署内
(財)福岡県警友会福岡南支部
福岡市南区塩原2丁目3-1
南警察署内
(財)福岡県警友会粕屋支部
糟屋郡粕屋町大字上大隈147番
地1 粕屋警察署内
(財)福岡県警友会宗像支部
宗像市東郷1-3-1 宗像交
通安全協会会館内
(財)福岡県警友会朝倉支部
朝倉市甘木236-1 朝倉地区
交通安全協会会館内
(財)福岡県警友会糸島支部
糸島市前原中央1丁目6番1号
糸島警察署内
(財)福岡県警友会若松支部
北九州市若松区大字藤ノ木267
番地13 若松警察署内
(財)福岡県警友会戸畑支部
北九州市戸畑区汐井町2番1号
戸畑警察署内
(財)福岡県警友会折尾支部
北九州市八幡西区光明一丁目6
番6号 折尾警察署内
(財)福岡県警友会八幡東支部
北九州市八幡東区大谷一丁目1
番1号 八幡東警察署内
(財)福岡県警友会小倉北支部
北九州市小倉北区大門一丁目6
番19号 小倉北警察署内
(財)福岡県警友会小倉南支部
北九州市小倉南区若園5丁目1
-6 小倉南警察署内
(財)福岡県警友会門司支部

平成22年3
月31日

北九州市門司区西海岸2丁目3
番13号 門司警察署内
(財)福岡県警友会八幡西支部
北九州市八幡西区東王子町2番
1号 八幡西警察署内
(財)福岡県警友会行橋支部
行橋市行事3丁目12-30 行橋
交通会館内
(財)福岡県警友会豊築支部
豊前市大字荒堀529番地 豊築
交通会館内
(財)福岡県警友会久留米支部
久留米市東櫛原町993番地4
(財)福岡県警友会小郡三井支部
小郡市大板井234-1 小郡警
察署内
(財)福岡県警友会浮羽支部
うきは市吉井町343-3 うき
は警察署内
(財)福岡県警友会八女支部
八女市本町559-2 八女交通
安全協会会館内
(財)福岡県警友会八女支部
八女市黒木町桑原212-1 八
女交通安全協会東部事務所内
(財)福岡県警友会筑後支部
筑後市大字山ノ井341番地の6
筑後市交通安全協会会館内
(財)福岡県警友会大川支部
大川市大字酒見256番地1 大
川市役所別館
(財)福岡県警友会柳川支部
柳川市三橋町今古賀53番地1
柳川警察署内
(財)福岡県警友会大牟田支部
大牟田市不知火町3丁目8 大
牟田警察署内
(財)福岡県警友会
筑紫野市上古賀1-1-1 筑
紫野警察署内

		(財)福岡県警友会城島支部 久留米市城島町大依371 - 2 城島警察署内	
旧		(財)福岡県警友会瀬高支部 みやま市瀬高町下庄501 - 4 瀬高警察署内	福岡市南区花畑4 - 7 - 1 福岡 自動車運転免許試験場内ほか37カ 所

福岡県告示第663号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさ ばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	110	宗像市東郷一丁目2番1 号 福岡県宗像・遠賀保健福 祉環境事務所内宗像・遠 賀食品衛生協会 会長 太田信幸	宗像市東郷一丁目2番1号 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事 務所内	平成22年4 月1日
旧		宗像市東郷一丁目2番1 号 福岡県宗像・遠賀保健福 祉環境事務所内宗像食品 衛生協会 会長 櫻井義正		

福岡県告示第664号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさ ばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	128	飯塚市新立岩8番1号 福岡県嘉穂・鞍手保健福 祉環境事務所内嘉穂・鞍 手食品衛生協会 会長 中野善明	飯塚市新立岩8番1号 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事 務所内	平成22年4 月1日
旧		飯塚市新立岩8番1号 福岡県嘉穂・鞍手保健福 祉環境事務所内嘉穂食品 衛生協会 会長 中野善明		

福岡県告示第665号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさ ばき人 証番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	141	福岡市東区千早3丁目9 番23号 福岡市自家用自動車協会 会長 清水晃	福岡市東区千早3丁目9番23号ほ か1カ所 (今回変更した売りさばき所)	平成22年4 月1日
旧			筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署内	
			福岡市東区千早3丁目9番23号	

福岡県告示第666号

福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第1項の規定に基づき、次のように福岡県領収証紙の売りさばき人を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	指定年月日
170	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署内福岡中央交通安全協会 会長 中尾和毅	福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署内	平成22年4月1日
171	福岡市博多区博多駅前2-8-24 博多警察署内博多交通安全協会 会長 福井賢治	福岡市博多区博多駅前2-8-24 博多警察署内	平成22年4月1日
172	福岡市博多区石城町9番18号 博多臨港警察署内博多臨港交通安全協会 会長 宮地達博	福岡市博多区石城町9番18号 博多臨港警察署内	平成22年4月1日
173	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署内東福岡交通安全協会 会長 手嶋豊春	福岡市東区箱崎7丁目8番2号 東警察署内	平成22年4月1日
174	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署内早良・城南交通安全協会 会長 澁田勝重	福岡市早良区百道1丁目5番15号 早良警察署内	平成22年4月1日
175	福岡市西区今宿町106-1 西警察署内西福岡交通安全協会 会長 末吉充	福岡市西区今宿町106-1 西警察署内	平成22年4月1日
176	福岡市南区塩原2丁目3-1 南警察署内福岡南交通安全協会 会長 堀川勝男	福岡市南区塩原2丁目3-1 南警察署内	平成22年4月1日

177	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署内粕屋地区交通安全協会 会長 田代昌己	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署内	平成22年4月1日
178	宗像市東郷1-3-1 宗像交通安全協会会館内宗像交通安全協会 会長 山田勝智	宗像市東郷1-3-1 宗像交通安全協会会館内	平成22年4月1日
179	朝倉市甘木236-1 朝倉地区交通安全協会会館内朝倉地区交通安全協会 会長 山本辰雄	朝倉市甘木236-1 朝倉地区交通安全協会会館内	平成22年4月1日
180	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署内糸島市交通安全協会 会長 井手善来	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署内	平成22年4月1日
181	北九州市若松区和田町12番13号 若松交通安全協会 会長 浦江重之	北九州市若松区大字藤ノ木267番地13 若松警察署内	平成22年4月1日
182	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署内戸畑交通安全協会 会長 日向祥剛	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署内	平成22年4月1日
183	北九州市八幡西区折尾四丁目3番1号 折尾交通安全協会 会長 岩崎三次	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署内	平成22年4月1日
184	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署内八幡東交通安全協会 会長 山田宜弘	北九州市八幡東区大谷一丁目1番1号 八幡東警察署内	平成22年4月1日

185	北九州市小倉北区大門一丁目 6番19号 小倉北警察署内小倉北交通安全協会 会長 狩生信安	北九州市小倉北区大門一丁目 6番19号 小倉北警察署内	平成22年4月 1日
186	北九州市小倉南区若園5丁目 1-6 小倉南警察署内小倉南交通安全協会 会長 森川満	北九州市小倉南区若園5丁目 1-6 小倉南警察署内	平成22年4月 1日
187	北九州市門司区西海岸2丁目 3番13号 門司警察署内門司交通安全協会 会長 木戸一雄	北九州市門司区西海岸2丁目 3番13号 門司警察署内	平成22年4月 1日
188	北九州市八幡西区東王子町2 番1号 八幡西警察署内八幡西交通安全協会 会長 菊竹史郎	北九州市八幡西区東王子町2 番1号 八幡西警察署内	平成22年4月 1日
189	行橋市行事3丁目12-30 行橋交通会館内行橋交通安全協会 会長 堀貫治	行橋市行事3丁目12-30 行橋交通会館内	平成22年4月 1日
190	豊前市大字荒堀529番地 豊築交通会館内豊前築上交通安全協会 会長 辻清一	豊前市大字荒堀529番地 豊築交通会館内	平成22年4月 1日
504	久留米市東櫛原町993番地4 一般社団法人 久留米市交通安全協会	久留米市東櫛原町993番地4	平成22年4月 1日
191	小郡市大板井234-1 小郡警察署内小郡三井地区交通安全協会 会長 権藤 秀彦	小郡市大板井234-1 小郡警察署内	平成22年4月 1日

192	うきは市吉井町343-3 うきは警察署内浮羽地区交通安全協会 会長 石井勝則	うきは市吉井町343-3 うきは警察署内	平成22年4月 1日
193	八女市本町559-2 八女交通安全協会会館内八女交通安全協会 会長 角和則	八女市本町559-2 八女交通安全協会会館内 八女市黒木町桑原212-1 八女交通安全協会東部事務所内	平成22年4月 1日
194	筑後市大字山ノ井341番地の 6 交通会館内筑後市交通安全協会 会長 大鶴洋海	筑後市大字山ノ井341番地の 6 交通会館内	平成22年4月 1日
195	大川市大字酒見256番地1 大川市役所別館大川大木交通安全協会 会長 阿津坂正嘉	大川市大字酒見256番地1 大川市役所別館	平成22年4月 1日
196	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署内柳川市交通安全協会 会長 江口吉男	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署内	平成22年4月 1日
197	大牟田市不知火町3丁目8 大牟田警察署内大牟田交通安全協会 会長 山本和夫	大牟田市不知火町3丁目8 大牟田警察署内	平成22年4月 1日

福岡県告示第667号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のように収用又は使用の開始を告示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 起業者の名称

福岡県

2 事業の種類

一般国道442号改築工事（八女筑後バイパス・筑後バイパス・大木大川バイパス）並びにこれに伴う県道、市道及び普通河川付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑、字今屋敷、字茶ノ木田及び字深町、蒲原字植初、亀甲字植初、字僧都、字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字アサミノ及び字堀口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曽利及び字口無原、大字富重字イリウ、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潞郡大木町大字福土、大字大角及び大字蛭池地内

(2) 使用の部分

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑及び字今屋敷、蒲原字植初並びに亀甲字植初、字僧都及び字後田地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、大字久富字斗代、字池ノ本、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曽利、字キレト及び字口無原、大字富重字イリウ、字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潞郡大木町大字福土及び大字蛭池地内

4 土地収用法第34条の4の規定による図面の縦覧場所

福岡県八女市役所

5 収用又は使用の手續が保留されている起業地

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田、大島字八反畑、字今屋敷、字茶ノ木田及び字深町、蒲原字植初、亀甲字植初、字僧都、字後田及び字山ノ上並びに室岡字山ノ上、字坂ノ下、字西山ノ上、字中道及び字三反畑地内

福岡県筑後市大字前津字アザメ、字堀口及び字吉竹、大字徳久字アサミノ及び字堀

口、大字久富字斗代、字池ノ本、字東ノ前、字惣津及び字高畑、大字高江字名川手、字大羽、字片ソリ、字辻、字南平、字野添、字中曽利、字キレト及び字口無原、大字富重字イリウ、字苗代町、字免下町、字柳及び字穴町、大字西牟田字六條及び字池満並びに大字江口字サヤノ元、字中六條及び字下六條地内

福岡県三潞郡大木町大字福土地内

6 手續を開始する土地

(1) 収用の手續を開始する土地

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田並びに大島字八反畑、字今屋敷、字茶ノ木田及び字深田地内

(2) 使用の手續を開始する土地

福岡県八女市納楚字柳、字船底、字楠町、字牟田々及び字前田並びに大島字八反畑及び字今屋敷地内

福岡県告示第668号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（基本重力測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
福岡市	平成22年3月18日

福岡県告示第669号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 組合の名称

大野城市乙金第二土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成19年3月9日から平成27年3月31日まで

3 施行地区

大野城市大字乙金の一部並びに乙金2丁目、乙金3丁目、乙金東1丁目、乙金台3丁目、大城2丁目及び大城3丁目の各一部

4 事務所の所在地

大野城市乙金2丁目5番28号

5 設立認可の年月日

平成19年2月20日

6 変更認可の年月日

平成22年3月31日

福岡県告示第670号

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法を定めたので、次のように告示する。

福岡県における飼料作物の奨励品種、早晩性、奨励する地帯及び主な利用方法（平成21年5月福岡県告示第774号）は廃止する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

種 類	品 種	早晩性	奨励する地帯	主な利用方法
イタリアン ライグラス	ワセユタカ	早 生	県内全域	サイレージ・乾草
	ワセアオバ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチワセ	早 生	〃	サイレージ・乾草

	タチマサリ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	ニオウダチ	早 生	〃	サイレージ・乾草
	いなずま	早 生	〃	サイレージ・乾草
	タチムシャ	中 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	ジャイアント	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草
	マンモスB	中 晩 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エース	晩 生	〃	サイレージ・生草
	ムサシ	晩 生	〃	サイレージ・乾草
青刈えん麦	スーパーハヤテ「隼」	極 早 生	〃	サイレージ・乾草・生草
	エンダックス	極 早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
青刈大麦	ワセドリ2条	極 早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
青刈とうもろこし	KD640（ゴールドデントKD640）	早 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	ゆめそだち	中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	SH3815（スノーデント125わかば）	中 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）
	30D44（パイオニア135日）	晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）・二期作用
	SH9904（スノーデント王夏）	晩 生	〃	サイレージ（ホールクロップ）・遅播き・二期作用
青刈ソルガム	K70（キングソルゴー）	早 生	〃	サイレージ・生草
	SX-17（スダックス316）	早 生	〃	サイレージ・生草
	FS306（雪印ハイブリッドソルゴー）	早 中 生	〃	サイレージ・生草
	FS501（高糖分ソルゴー）	中 生	〃	サイレージ・生草
	Sugar Graze（シュガーグレイズ）	中 晩 生	〃	サイレージ・生草

	SG - 1A (甘味ソルゴー)	中 晩 生	"	サイレージ・生草
	KCS - 105 (スーパーシュガーソルゴー)	晩 生	"	サイレージ・生草
	FS902 (ビッグシュガーソルゴー)	晩 生	"	サイレージ・生草
スーダングラス	HS - K1 (ヘイスーダン)	極 早 生	"	サイレージ・乾草
	シュガースリム	早 生	"	サイレージ・乾草
	KCS - 207 (サマーベラー細茎)	早 生	"	サイレージ・乾草
	TR - 92 (ドライスーダン)	早 中 生	"	サイレージ・乾草
	HS - 9401 (ベールスーダン)	中 生	"	サイレージ・乾草
	うまかるーる	晩 生	"	サイレージ・乾草
	ロールキング	晩 生	"	サイレージ・乾草
ローズグラス	カタンボラ	中 生	"	サイレージ・乾草
青刈ひえ	グリーンミレット中生	中 生	"	サイレージ・生草
	青葉ミレット	中 生	"	サイレージ・生草
オーチャードグラス	アキミドリ	極 早 生	"	放牧・採草
	ナツミドリ	早 生	"	放牧・採草
しろクローバ	フィア	早 生	"	放牧
あかクローバ	ケンランド	早 生	"	放牧・採草
バヒアグラス	ベンサコラ	早 生	"	放牧
稲発酵粗飼料用稲	タチアオバ (西海飼253号)	極 晩 生	"	サイレージ (ホールクロップ)

福岡県告示第671号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人コスモスじろ長どんたく隊
- (2) 代表者の氏名
奥田 雄二
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区原田4丁目16番1号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の協力により伝統文化である博多どんたくの指導と普及のために老若男女の幅広い年代層の中青少年育成活動から社会福祉を視野に置いた活動を主とし、市民に夢と希望を与え自らボランティア活動ができる人間育成と雇用の促進を行い社会に貢献することを目的とする。

福岡県告示第672号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称

NPO法人エンジェルアシスト福岡自立支援協会

(2) 代表者の氏名

岡村 正剛

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区谷 1 丁目15番28号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、ホームレスの人々、引きこもり、前科者、薬物・シンナー・アルコール中毒者、うつ・自殺願望者等の精神・身体障害をもつ人々、外国人等に対して、カウンセリング、食糧支援、住宅支援、就職支援等に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第673号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人つくしんぼ

(2) 代表者の氏名

大嶋 賀代子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区馬出 2 丁目19番5号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害児、者及び地域住民に対して、自立支援や人材育成に関する事業を行い、福祉コミュニティ作りに寄与することを目的とする。

福岡県告示第674号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 しょうがいしゃ製薬

(2) 代表者の氏名

森岡 元司

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区弥永 5 丁目21番21 - 303号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して雇用を提供し、食品・医薬品の加工・製造・販売に関しての技術習得訓練、及び自立支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第675号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月23日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人福岡相続・遺言・成年後見相談センター

(2) 代表者の氏名

下河邊 由佳

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区土井1丁目20番36-502号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及びその家族に対して、相続及び成年後見制度等教育及び啓蒙事業を行い、本人・家族・親族だけでなく、近隣住民とのより良い人間関係の構築を図ることにより、社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第676号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月26日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人福岡県高齢者・障がい者支援機構

(2) 代表者の氏名

奥田 千恵美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県直方市殿町11番37号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の高齢者・障がい者の方々及びその家族の方々の生活の質の向

上を図り、福祉社会実現に向けた調査研究・情報提供・支援事業を行い、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第677号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年3月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人子ども支援ホーム^{おせくさ}合草

(2) 代表者の氏名

民 千景

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区柏原6丁目52番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての児童が等しく愛護されて生まれ、しっかりと社会的に自立できるよう、擁護と支援を提供し、生命と人権が尊ばれる健全な地域社会の実現を目的とします。

福岡県告示第678号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人花の花
- (2) 代表者の氏名
河邊 恵子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区老司3丁目31番5号
- (4) 定款に記載された目的
(変更前)

この法人は、障がい者を対象とした障害者自立支援事業、広く市民を対象とした食育と食文化の継承事業、障がい児を含めた児童を対象とした絵画・書道などの芸術を通じての健全な精神の育成事業、プール指導などのスポーツを通じての育成事業、及び地域の交流事業を行うことで、お互いの個性を認め合う、健康的でゆとりある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

(変更後)

この法人は、障がい者を対象とした障害者自立支援事業、広く市民を対象とした食育と食文化の継承事業、障がい児を含めた児童を対象とした絵画・書道などの芸術を通じての健全な精神の育成事業、プール指導などのスポーツを通じての育成事業、地域の交流事業、及び職業能力開発のための人材育成事業を行うことで、お互いの個性を認め合う、健康的でゆとりある町づくりの実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第679号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人 アナザ ハンド
- (2) 代表者の氏名
小野 正志
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市中央区天神2丁目3番10号天神パインクレスト317
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、病後児及び高齢者家庭に対して、病後児保育及び高齢者訪問介護に関する事業を行い、就労支援かつ安心社会実現に寄与することを目的とする。また、生活支援の調査かつ研究及び情報提供事業を行い、男女共同参画社会の形成と実現促進を図りこの活動にかかわる人の、精神的解放かつ自己実現に寄与する。病後児支援技術の向上のための研究・人材育成事業を行い、地域医療との連携を密にし、関係団体の運営、または、活動に関する周知徹底、助言または、援助の活動を行う。また、各分野の専門知識、経験を生かすべく、高齢者等の訪問介護事業等を行い、被介護者のみならず、介護実践者の精神的解放と自己実現に寄与する。

福岡県告示第680号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字東宮原257 - 1並びに字宮原238 - 7
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市福童535番地 8

末次 好廣

福岡県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築	県 道	寒 田 下 別 府 線	前	築上郡築上町大字上別府1099番7先から同郡同町大字下別府1265番1先まで	6.8 ~ 27.0	508.0
			後	同上	10.0 ~ 27.0	

福岡県告示第682号

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	解散認可年月日
鞍手町新北北土地改良区	平成22年3月31日

公 告

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の4第1項の規定に基づき、次の貸金業

者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻生 渡

商号又は名称及び氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる営業所の所在地	登録番号及び登録年月日	行政処分の年月日及び内容	適用条文
アクロス 前田 弘明	福岡市博多区東光寺1丁目2番2号前田ビル203号	福岡県知事 (1)第08590号 平成20年8月15日	平成22年3月3日登録取消処分	貸金業法第24条の6の4第1項
森北 由人	古賀市舞の里3丁目5-13	福岡県知事 (1)第08506号 平成19年5月15日	同 上	同 上
テン興業 宮崎 白良	北九州市小倉北区下富野5-14-8	福岡県知事 (3)第07593号 平成19年9月17日	同 上	同 上
イーエム 原 英治	福岡市博多区比恵町1-18東カン第二キャステール505	福岡県知事 (3)第07582号 平成19年9月17日	同 上	同 上
(有)大和 大山 導秀	北九州市八幡西区熊西1-6-2	福岡県知事 (N5)第05937号 平成19年6月15日	同 上	同 上
三和商事 三木 啓	田川郡大任町大字大行事4015番地	福岡県知事 (6)第05136号 平成19年7月15日	同 上	同 上
エリート 東谷 篤史	小郡市大崎875番地11	福岡県知事 (2)第08263号 平成19年11月15日	同 上	同 上

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第65条第2項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者について次のとおり処分したので、同法第70条第1項の規定により公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	事務所の所在地、商号及び代表者の氏名	処分内容
福岡県知事(2) 第14558号	八女市立野131 - 3 株式会社ライフハウス 代表者 森田 利夫	宅地建物取引業務の全部の停止（平成22年5月7日から平成22年5月12日までの6日間）

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許を取り消したので、公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(1) 第15632号	三共設計福岡株式会社 代表者 永島 祐二	大牟田市不知火町1 - 4 - 11
福岡県知事(13) 第1823号	株式会社幸福不動産 代表者 松尾 俊明	福岡市中央区白金2 - 15 - 2

公告

苅田港の港湾区域を平成22年3月25日付けで次のように変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第33条第2項の規定において準用する同法第9条第1項の規定により公告する。

平成22年4月9日

福岡県知事 麻 生 渡

苅田港港湾区域

松山三角点（標高127.89メートル北緯33度48分21秒9408、東経130度59分08秒8349）から321度30分370メートルの地点、同地点から32度05分55秒1,439メートルの地点、同地点から81度40分58秒10,942メートルの地点、同地点から125度20分07秒3,895メートル

の地点、同地点から188度16分52秒610メートルの地点、同地点から245度42分11,227メートルの地点及び同地点から249度31分11秒3,127メートルの地点を順次結んだ線及び陸岸に囲まれた海面

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第46号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による選挙運動に関する収支報告書について、平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者山本剛正の出納責任者から訂正があったので、同法第192条第1項の規定に基づき公表した平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（平成21年3月5日福岡県選挙管理委員会告示第24号）の一部を、次のとおり改める。

平成22年4月9日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 己

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨中、山本剛正の項を次のとおり改める。

3

候補者氏名	山本 剛 正	候補者届出政党 又は所属党派	民 主 党	出納責任者氏名	浜 崎 稔 哉
第 1 回 報 告 分	期 間 平成21年7月18日から平成21年9月13日まで			報告書受理年月日	平成21年9月14日

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費		1,080,000円
剛山会		5,000,000円	家 屋 費		1,021,750円
			(選挙事務所費		1,021,750円)
			(集合会場費		0円)
			通 信 費		1,118,447円
			交 通 費		9,719円
			印 刷 費		2,648,200円
			広 告 費		1,970,063円
			文 具 費		641,440円
			食 糧 費		89,646円
その他の寄附	4 件	40,000円	休 泊 費		0円
その他の収入		5,000,000円	雑 費		204,622円
今 回 計		10,040,000円	今 回 計		8,783,887円
前 回 計		0円	前 回 計		0円
総 計		10,040,000円	総 計		8,783,887円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	245,000円
	ビラの作成	455,000円
	ポスターの作成	1,104,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	185,000円
	計	2,341,192円

監査委員

監査公表第25号

新社会推進部及び福祉労働部出先機関のアジア文化交流センター等25か所について実施した定期監査結果の報告（平成22年1月25日21監一第695号）に基づき、措置を講じた旨の報告があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年4月9日

福岡県監査委員	工藤 壽文
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	日野 喜美男

21 文ス第 2759 号
平成22年2月22日

福岡県監査委員 工藤 壽文 殿
同 進 谷 庸助 殿
同 伊 藤 龍峰 殿
同 日 野 喜美男 殿

福岡県知事 麻 生 渡

監査の結果に係る措置について（通知）

平成22年1月25日21監一第695号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
アジア文化交流センター	アジア文化交流センター使用料において、日々収入調定すべき平成20年4月分及び5月分の二輪車駐車料金収入について、事務室内で現金保管を行い、平成21年3月31日に調定し、同日県に収納している。 (1件 50,250円)	二輪車駐車料金収入については、平成20年6月以降は日々収入調定しており、現金保管はしていない。 今後はチェック体制を強化し再発防止に取り組み、適正な事務処理に努める。
	通信運搬費の資金前渡において、精算書が作成されていない。 (6件 464,450円)	通信運搬費の資金前渡については、精算書を作成済みである。 今後は財務規則に従った適正な事務処理を行うとともに、再発防止に努める。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第623号の2

福岡県立学校授業料等徴収条例（昭和27年福岡県条例第14号）第1条第7項の規定に基づき、知事が定める生徒を次のように定め、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県立学校授業料等徴収条例第1条第7項に規定する知事が定める生徒は、次の各号のいずれかに該当する生徒とする。ただし、休学、留学、病気療養等のやむを得ない事由による出席日数不足により第2号から第4号までのいずれかに該当することとなる場合は、現に在籍している高等学校等の課程における実際の在学期間の月数から当該事由の生じた年度につき12月を減じた月数をこれらの号の在学期間の月数とみなす。

- 1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等（以下単に「高等学校等」という。）を卒業し又は修了した者（修業年限が3年未満の高等学校等に係るものを除く。）
- 2 現に在籍している高等学校等の課程の在学期間の月数が36月（定時制の課程にあっては48月）を超える者
- 3 単位制による教育を行う高等学校等（以下「単位制高等学校等」という。）に現に在籍し、当該単位制高等学校等に転学、転籍又は編入学（以下「転学等」という。）をした者であって、当該転学等のときまでに修得した卒業に必要な単位数について30単位（当該単位制高等学校等の課程が定時制の課程である場合にあっては20単位）ごとに12月として換算した月数（1年に満たない月数は切り捨てる。）と、当該単位制高等学校等の課程における在学期間の月数との合計が36月（当該課程が定時制の課程である場合にあっては48月）を超えるもの
- 4 単位制高等学校等以外の高等学校等に現に在籍し、当該高等学校等に転学等をした者であって、当該転学等のときにおいて当該高等学校等の課程に生徒として在籍して

いたものとみなされた期間の月数と、当該課程における実際の在学期間の月数との合計が36月（当該課程が定時制の課程である場合にあっては48月）を超えるもの

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第623号の3

福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例（昭和34年福岡県条例第21号）第1条第2項の規定に基づき、知事が定める生徒を次のように定め、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月31日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県立高等学校通信教育入学料及び受講料条例第1条第2項に規定する知事が定める生徒は、次の各号のいずれかに該当する生徒とする。ただし、休学、留学、病気療養等のやむを得ない事由による出席時数不足により第2号又は第3号のいずれかに該当することとなる場合は、現に在籍している高等学校等の課程における実際の在学期間の月数から当該事由の生じた年度につき12月を減じた月数をこれらの号の在学期間の月数とみなす。

- 1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条第1項に規定する高等学校等（以下単に「高等学校等」という。）を卒業し又は修了した者（修業年限が3年未満の高等学校等に係るものを除く。）
- 2 現に在籍している高等学校等の課程の在学期間の月数が48月を超える者
- 3 現に在籍している高等学校等の課程に転学、転籍又は編入学（以下「転学等」という。）をした者であって、当該転学等のときまでに修得した卒業に必要な単位数について20単位ごとに12月として換算した月数（1年に満たない月数は切り捨てる。）と、当該課程における在学期間の月数との合計が48月を超えるもの

正 誤

発行年月日	公報 番号	種類	同 上 番 号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22 ・ 3 ・ 31	3092 増刊	規則	9	28			6 後 から	様式中	用途のため	用途以外のため